

入札説明書

小型除雪車（1.3m級）1台の購入に係る一般競争入札（以下「入札」という。）の実施については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 入札に付する事項

- (1) 調達物品及び予定数量
小型除雪車（1.3m級）1台の購入
- (2) 調達物品の規格、品質、性能等
契約担当者が仕様書で示すところによる
- (3) 納期
契約担当者が仕様書で指定する期日
- (4) 納入場所
契約担当者が仕様書で指定する場所

2 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしていることについて、契約担当者による確認を受けた者であること。

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿（以下「名簿」という。）に登録されている者であること。

ただし、名簿に登録されていない者で、入札参加を希望し物品関係入札参加資格者の認定を求める場合は、所定の物品関係入札参加資格審査申請書に関係書類、入札公告の写しを添えて、下記受付場所へ持参し、随時審査を受けた上で入札参加申込みを行うこと。

※提出書類に不備がある場合は、時間を要することがあるので、できるだけ早く審査を受けること。

・審査受付場所

兵庫県出納局物品管理課（神戸市中央区下山手通 5-10-1）

電話番号 078-341-7711 内線 4935

- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 入札参加申込期間の最終日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 兵庫県内に事業所を有する者であること。県の入札参加資格者名簿の「取引を希望する支店・営業所等」に兵庫県内の事業所を登録していない者は、参加申込時に「兵庫県内に有する事業所等に関する申告書」を提出すること。

3 入札参加の申込み

- (1) 提出場所

〒669-6701 美方郡新温泉町芦屋522-4

兵庫県但馬県民局新温泉土木事務所工事業務課

電話(0796)82-5679 FAX(0796)82-3988

- (2) 参加申込の期間

令和 5 年 5 月 19 日（金）から同月 26 日（金）まで（持参の場合は、土曜、日曜及び祝日等、兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第 15 号）に定める県の休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで（持参の場合は、正午から午後 1 時までを除く。）

- (3) 参加申込の方法

持参の場合は、上記(2)の期間中に上記(1)へ提出

郵送（書留郵便に限る。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者もしくは同条第 9 条に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項による信書便（以下「郵送等」という。）による場合は、申込書類を封筒に入れて密封の上、その封皮に「入札参加申込」と表記の上、宛名及び入札物件等を記入し、令和 5 年 5 月 26 日（金）午後 5 時までに上記(1)の場所に必着すること。

(4) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込書兼競争入札参加資格確認申請書

イ 県が登録時に送付した「物品関係入札参加資格審査結果通知書」の写し、又は随時審査受付済みの審査申請書（又は受付票）の写し

(5) 入札参加資格の確認

ア 入札に参加できる者の確認基準日は、上記(2)の最終日とする。

イ 入札参加資格の有無については、提出のあった申込及び関係書類に基づいて確認し、その結果を令和 5 年 5 月 31 日（水）までに申込者へ文書（一般競争入札参加資格確認通知書）で発送する。

(6) その他

ア 申込書、関係書類の作成及び提出に係る費用は、申込者の負担とする。

イ 提出された申込書及び関係書類は、入札参加資格の確認以外には、申込者に無断で使用しない。

ウ 提出された申込書及び関係書類は、返却しない。

エ 申込書の提出期限日の翌日以降は、申込書及び関係書類の差し替え又は再提出は認めない。

4 仕様書等に関する質問

(1) 仕様書等交付書類に関して質問がある場合は、次により質問書（様式は任意）を提出すること。

ア 受付期間

令和 5 年 5 月 19 日（金）から同月 26 日（金）まで（持参の場合は、県の休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで（持参の場合は正午から午後 1 時までを除く。）

イ 受付場所

3 (1)に同じ。

ウ 提出書類

様式は任意

エ 提出方法

持参又は F A X により提出すること。

(2) 質問の回答書

ア 閲覧期間

令和 5 年 5 月 31 日（水）から同年 6 月 2 日（金）まで（県の休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）

イ 閲覧場所

前記 3 (1)に同じ。

5 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

6 契約条項を示す場所及び日時

兵庫県但馬県民局新温泉土木事務所

令和 5 年 5 月 19 日（金）から同年 6 月 2 日（金）まで（県の休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）

7 入札・開札の日時及び場所

(1) 日時 令和 5 年 6 月 5 日（月）午前 11 時 00 分

(2) 場所 兵庫県但馬県民局新温泉土木事務所 4 階中会議室（美方郡新温泉町芦屋 522-

4)

- (3) 前記 3 (5)イの一般競争入札参加資格確認通知書の写しを当日持参すること。ただし、郵送等による入札の場合は、入札書を入れた封筒に確認通知書の写しを同封すること。

8 入札書の提出方法

前記 7 の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送等による場合は、入札書を封筒に入れて密封の上、その封皮にそれぞれ「入札事項名」、「初度入札」、「再度入札（２回目）」・「入札辞退書」（当初又は途中で辞退する場合）の区別を記入し、令和 5 年 6 月 2 日（金）午後 5 時までに前記 3 (1)の場所に必着のこと。

9 入札書の作成方法

- (1) 入札書は日本語で記載し、金額については日本国通貨とし、アラビア数字で表示すること。
- (2) 入札書は所定の別紙様式によること。
- (3) 入札書の記載に当たっては、次の点に留意すること。
- ア 件名は、前記 1 (1)に示した件名とする。
- イ 年月日は、入札書の提出日とする。
- ウ 入札者の氏名及び押印は、法人にあっては法人の名称又は商号及び代表者の氏名とし、印章は兵庫県に届出のものとする。
- エ 代理人が入札する場合は、入札者の氏名の表示並びに当該代理人の氏名及び押印があること。
- (4) 落札決定に当たっては、入札金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。万一誤って記載したときは新しい入札書を使用すること。
- (5) 入札執行回数は、2 回を限度とする。
- (6) 一度提出した入札書は、これを書換え、引換え又は撤回することはできない。

10 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

契約希望金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額）の 100 分の 5 以上の入札保証金を、令和 5 年 6 月 2 日（金）午後 5 時までに納入しなければならない。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 国（公社・公団を含む。）、地方公共団体等との間における契約の締結及び履行の実績、経営の規模及び状況その他の状況から、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

この場合は、前記 3 に示した入札参加の申込みと併せて契約担当者が審査を行い、免除の可否を前記 3 (5)イに併せて通知する。

イ 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を入札保証金に代えて提出したとき。保険期間は本件入札の参加申込後で、令和 5 年 6 月 2 日（金）以前の任意の日を開始日とし、契約締結予定日である令和 5 年 6 月 12 日（月）以降の任意の日を終了日とすること。

入札保証金又は入札保証保険証書の保険金額が、契約希望金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額）の 100 分の 5 未満であるときは、当該入札は無効となるので注意すること。

(2) 契約保証金

契約金額の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を求める場合がある。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を契約保証金に代えて提出したとき。

イ 契約金額が 200 万円以下であるとき。

1 1 開札

開札は、入札執行後直ちに、入札者又はその代理人を立ち合わせて行い、入札者又はその代理人が立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

1 2 無効とする入札

- (1) 前記 2 の入札参加資格がない者のした入札、申込又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札参加資格のあることを確認された者であっても、入札時点において資格制限期間中にある者、指名停止中である者等前記 2 に掲げる入札参加資格のない者のした入札は無効とする。
- (3) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、その落札決定を取り消す。

1 3 落札者の決定方法

- (1) 前記 1 の物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和 39 年兵庫県規則第 31 号）第 85 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。ただし、地方自治法施行令第 167 条の 10 第 1 項の規定に該当するときは、最低価格の入札者以外の者を落札者とする場合がある。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が 2 人以上ある場合は、くじによって落札者を決定することとし、落札者となるべき同価の入札をした者は、くじを引くことを辞退することはできない。
なお、入札書を郵送した者にあつては、立会人がくじを引くこととする。
- (3) 予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札をする。この場合において、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあつては直ちに、その他の場合にあつては別に定める日時において入札をする。
- (4) 再度の入札をしても落札者がいないとき又は落札者が契約を結ばないときは、随意契約による。

1 4 入札に関する条件

- (1) 入札書の提出は、所定の日時及び場所に持参又は郵送等により行うこと。
- (2) 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに入札されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日である令和 5 年 6 月 12 日（月）までであること。
- (3) 入札者又はその代理人が同一項について 2 通以上した入札でないこと。
- (4) 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は 2 人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。
- (5) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- (6) 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。なお、代理人が入札する場合は、入札書に代理人の記名及び押印があること。
- (7) 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。
- (8) 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
- (9) 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。
 - ア 初度の入札に参加して有効な入札をした者
 - イ 初度の入札において、(1) から (8) までの条件に違反し無効となった入札者のうち、(1)、(4) 又は (5) に違反して無効となった者以外の者

1 5 入札の中止等及びこれによる損害に関する事項

天災その他やむを得ない理由により入札の執行を行うことができないときは、これを中止する。また、入札参加者の連合の疑い、不正不穏行動をなす等により入札を公正に執行できないと認められるとき、又は競争の実益がないと認められるときは、入札を取り消すことがある。これらの場合における損害は、入札者の負担とする。

1 6 契約書の作成

(1) 落札者は、契約担当者から交付された契約書に記名押印し、落札決定の日から7日以内に契約担当者に提出しなければならない。

ただし、やむを得ない事情により7日以内に提出できない場合は、契約担当者の承認を得ること。

(2) 前記(1)の期間内に契約書を提出しないときは、落札はその効力を失うことになる。

(3) 契約書は2通作成し、各自各1通保有する。

(4) 契約書の作成に要する費用はすべて落札者の負担とする。ただし、契約書用紙は交付する。

(5) 落札決定後、契約締結までの間に落札した者が入札参加の資格制限又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。

1 7 監督及び検査

監督及び検査は、契約条項の定めるところにより行う。

なお、検査の実施場所は、指定する日本国内の場所とする。

1 8 その他注意事項

(1) 申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者は、県の指名停止基準により指名停止される。

(2) 入札参加者は、刑法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、いやしくも県民の信頼を失うことのないよう努めること。

1 9 調達事務担当部局

〒669-6701 美方郡新温泉町芦屋522-4

兵庫県但馬県民局新温泉土木事務所工事業務課

電話(0796)82-5679 FAX(0796)82-3988